

全国青年税理士連盟役員選任規則

(制定根拠)

第1条 この規則は、規約第10条第2項の規定により定める。

(会長等推薦審議委員会の設置)

第2条 本会に、役員を選任に関する事務を行なうため会長等推薦審議委員会(以下審議会という)をおく。

(審議会の構成)

第3条 審議会は、委員長及び各単位青税より各1名選任の委員により構成する。

②委員長は、会長が指名する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任された時から、定時総会終了のときまでとする。

(会長、副会長候補者の選任方法)

第5条 会長立候補者は、審議会に届け出なければならない。

②審議会は、会長候補者を選任する。

③副会長の選任については、前2項を準用する。

(理事、会計監事候補者の選任方法)

第6条 理事候補者の選任方法は次のとおりとする。

1. 単位青税がその構成員の中から選任する。

2. 議会が個人加入会員の中から選任する。

②会計監事の候補者の選任方法は前条を準用する。

(付 則)

本規則は、平成8年8月4日より施行する。